

令和7年度加入促進及び履行確保実施要領

建設業退職金共済事業本部

I. 加入促進対策の効果的实施

1. 加入促進対策の実施

建設技能労働者数等の推移予測や景気要因等による労働需給予測を踏まえ、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係機関等（関係官公庁、関係事業主団体等）との連携強化により以下の効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずる。

また、建退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間及び建退共支部相互に連携して行うこととする。

イ 広報資料等による周知広報活動

- i) 本部は、制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、本部・支部に備え付けて配布するとともに、ホームページや機構のSNSアカウント等を活用して、制度内容、加入手続等の情報を提供し、退職金共済制度の周知広報を実施する。

併せて、機構が令和5年度に開設したSNSアカウントを活用し、SNSによる制度の周知広報を実施する。

また、制度紹介用動画をホームページ及びYouTube上で配信する。

- ii) 本部は、関係機関等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。
- iii) 本部または支部は、公共事業発注機関等に対し、加入促進、履行確保について以下の要請等を行う。

① 本部及び支部は、都道府県の発注部局に対して、「加入・履行証明書」及び「発注者用掛金収納書」の徴取並びに「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表」の提示の徹底の要請を行うとともに、市区町村に対して確実な掛金充当の推進を行うよう指導することを要請する。

② 本部及び支部は、「加入・履行証明書」及び「発注者用掛金収納書」の徴取並びに「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表」の提示の実施状況を把握し、すでに実施している市区町村には引き続きその励行を要請する。また、支部は、未実施の市区町村に対しては直接訪問し、徴取等の実施並びに確実な掛金充当の推進を要請する。

- ③ 支部は、各都道府県が主催する公共工事契約業務連絡協議会の場において制度の説明及び協力要請の機会を得るとともに、担当窓口との協力関係の確立に努める。
 - ④ 本部は、旧公団等に対して、工事発注に際して制度への加入状況の確認をするとともに受注業者より「発注者用掛金収納書」及び「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表」の徴取等を要請する。
 - ⑤ 本部及び支部は、公共工事の発注部局及び市区町村の関係部局に対し「建退共現場標識」の掲示について現場説明書への記載を依頼するとともに、受注業者に掲示徹底の指導を要請する。また、本部は、建設産業団体に対して、傘下会員にも標識の掲示を行うよう要請する。
 - iv) 本部は、マスメディアやWeb広告等を活用した退職金共済制度及び電子ポイント方式（令和6事業年度計画等における「電子申請方式」をいう。以下同じ。）の周知広報を集中的に実施する。
- ロ 個別事業主に対する加入勧奨等
- i) 本部相談員及び支部は、積極的な相談業務を推進し、制度の普及と履行の確保を図る。
 - ii) 本部及び支部は、関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得つつ、未加入事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、新たに雇用した者の加入手続を必ずとるよう要請する。特に建設キャリアアップシステム（CCUS）との連携を進める中で民間工事を含めた加入勧奨を行う。
- ① 関係事業主団体
建設産業団体の協力を得て、傘下会員企業を通じた未加入の下請事業主への加入勧奨を以下のとおり行う。
 - ・本部は、建設産業団体を訪問し、傘下会員企業を通じた下請事業主への加入指導を文書により依頼する。
 - ・支部は、都道府県建設業協会その他の建設産業団体主催の会合に出席し、傘下会員企業を通じた下請事業主への加入指導を依頼する。
 - ② 工事発注者
公共発注機関、旧公団等及び民間発注者団体を通じて、工事に参加する未加入の事業主への加入勧奨を以下のとおり行う。

- ・本部及び支部は、国、都道府県等の発注部局に対し、直接訪問または文書により、現場説明会等を通じ工事に参加する建設事業主及び受注業者を通じた下請事業主への加入指導及び制度普及、活用を依頼する。
- ・本部は、旧公団及び民間発注者団体に対し、加入促進強化月間等に併せ、文書により、工事を請け負う建設事業主に対して制度の普及、活用が図られるよう依頼する。

③ 元請事業主

元請事業主を通じて、未加入の下請事業主（重層下請を含む。以下同じ。）への加入勧奨を以下のとおり行う。

- ・本部は、元請事業主（大手）を直接訪問または文書にて、制度への加入指導を依頼する。さらに、研修会、各種大会、行事等あらゆる機会を通じたパンフレットの配布を併せて依頼する。
- ・支部は、既加入の元請事業主に対し、文書、電話等によるほか、直接訪問により、未加入の下請事業主への加入指導を依頼するとともに、説明会を開催し、未加入事業主の加入を推進する。

④ 本部及び支部は、既加入事業主に対して、説明会・研修会の際、または加入・履行証明書発行の際及び関係書類送付などの機会をとらえ、新規雇用労働者の追加加入要請を行う。

⑤ 事務組合及び任意組合の活用を以下により推進する。

- ・本部は、建設産業団体の協力を得て、傘下会員に対し事務組合及び任意組合の設立を要請し、関係団体の主催する会議等において制度の説明の機会を得られるよう依頼する。
- ・支部は、建設産業団体の主催する会議等において制度の説明の機会を得られるよう依頼し、事務組合及び任意組合の設立を要請する。

⑥ 本部及び支部は、①～⑤の要請において、電子ポイント方式の導入指導等を併せて依頼する。

iii) 機構内及び外部データを用いて未加入事業主を抽出・検証し、効率かつ効果的な加入促進対策を講じる。

- ・本部は、建設業許可業者リスト（経営事項審査受審業者リストを含む）を基に「未加入業者検索システム（建設業許可業者・経営事項審査受審業者）」により未加入業者を抽出し、ダイレクトメールにより加入勧奨を行う。

- iv) 外国人労働者に対する加入勧奨
建設キャリアアップシステム及び一般社団法人建設技能人材機構（JAC）と連携しながら、建退共制度に未加入の外国人労働者を雇用している事業主に対し加入勧奨を行う。

ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等

本部及び支部は、関係機関等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容、加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。

- i) 都道府県建設業協会その他の建設産業団体等が開催する各種会議で、制度の周知広報を要請する。
- ii) 都道府県、市区町村が開催する事業主又は発注部局担当者向けの各種会議において、制度内容、加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨の要請を行う。
- iii) 厚生労働省、都道府県労働局及び国土交通省が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。
- iv) i)～iii)の要請において、電子ポイント方式の導入指導等を併せて依頼する。

ニ 集中的な加入促進対策の実施

本部及び支部は、10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省・国土交通省の支援を得つつ、期間中、次のような活動を行う。

- i) ポスター、パンフレット等の広報資料を作成、配布する。
- ii) 退職金共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰を実施する。
- iii) 全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。
- iv) 厚生労働省及び国土交通省の支援を得つつ、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」の開催し、専門工事業団体等に対し、退職金共済制度の普及及び加入促進等について協力依頼を行う。
- v) 元請事業主に対し下請事業主の加入指導及び事務受託の推進を依頼する。併せて、工事現場等で建退共事業への認識を高めるための労働者用チラシの備付け・配布及び建退共現場標識の掲示を依頼する。
- vi) 新聞等のマスメディアを活用した広報を実施する。

2. 加入促進対策委員会の開催

本部は、加入促進対策の遂行状況を組織的に管理するため、四半期ごとに「加入促進対策委員会」を開催する。

3. 加入促進対策の検証と見直し等

加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集し、検証等を行う。

効果の検証結果を踏まえ、加入促進対策の見直しを実施する。

II. サービスの向上

1. 電子ポイント方式の利用促進等

確実な掛金納付・退職金支給、元請事業者等の共済契約者の事務負担の軽減等を図るために前中期目標期間において導入した電子ポイント方式の一層の利用促進を図る。

- i) 事業者向けだけではなく、事業者の協力会社や工事発注者、労働関係団体などの説明会参加対象者に対し、電子ポイント方式の概要や基本的な操作のほか、元請下請間の事務負担の軽減を図るため建設キャリアアップシステム（CCUS）とのデータ連携など、多様な手法やニーズに応じたオーダーメイド型の説明会を開催する。
- ii) 電子ポイント方式の普及促進を図るモデル地区において、同方式の普及促進活動を集中的に実施した 2024（令和 6）年度の実績を踏まえて効果検証を行い、更なる効果的な電子ポイント方式の利用促進策を検証する。
- iii) 事務手続きについても、より分かりやすく、かつ使いやすいオンラインを活用した仕組みで申請するシステムを導入する。
- iv) 電子申請専用サイトにおいては、共済契約者からの意見を踏まえ、2025（令和 7）年秋のリプレースに向けて利便性の向上及び処理の迅速化を実現するための機能改善を行う。また、デモサイトを用いた操作説明会を開催するなど、リプレースに合わせて周知を図る。
- v) 電子ポイント方式の普及拡大に向けて、電子ポイント方式を利用する共済契約者へのインセンティブ付与等の方策を検討する。

2. 業務処理の効率化

加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、本部・支部の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続、事務処理等の再点検を行い、今後、ホームページや電子申請専用サイトから加入者が行う諸手続について、簡易・迅速に行えるように検討、実施する。

3. 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等

イ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行い

サービス向上を図る。特に電子ポイント方式に係る相談等については、専用のコールセンターによりきめ細やかな対応を行う。

また、制度・手続に関する照会等について回答の標準化を図り、ホームページ掲載のQ & Aに反映する。

- ロ 令和6年度に実施したニーズの分析及びコンテンツの見直し等の調査検討業務において確定した方針やサイト構成などを踏まえ、電子申請専用サイトのリプレース時期に合わせてホームページの再構築を行う。
また、アクセスユーザーのニーズを分析するにあたり、どのような情報を収集すべきか等、必要事項の洗い出しを行う。
- ハ 電子申請専用サイトにおいては、連絡通知機能を使って、共済契約者に対し迅速な情報提供を行うとともに、共済契約者からの意見・要望をとりまとめ、分かりやすく、かつ使いやすいシステムに改善していくことで利便性の向上に努める。

III. 確実な退職金の支給に向けた取組

1. 長期未更新者数の縮減等のための取組

建退共事業における過去3年以上手帳更新を行っていない被共済者（以下「長期未更新者」という。）のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、長期未更新者数を減少させる。

イ 加入者全体を対象とした取組

- i) 建退共制度の適正な履行確保を図るため、新規加入時及び共済手帳更新時に被共済者の住所把握を徹底し、本部は、建退共制度に加入したことを本人に通知するとともに、支部は、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。
- ii) 退職金の確実な支払いを図るため、以下のとおり被共済者の重複加入のチェック等を実施する。
 - ① 支部は、新規に加入した被共済者の共済手帳の発行処理の際に氏名と生年月日が一致する被共済者の登録がある場合、共済手帳とともに「重複可能性調査票」を共済契約者へ交付し、本部は、その回答を調査すること等により重複加入を防止する。
 - ② 本部は、退職金支払い時に「退職時重複チェックシステム」を活用し、名寄せを行うことにより退職金支払い漏れを防止する。
- iii) 工事現場における「建退共現場標識」、ハローワークや各種説明会等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう注

意喚起を行うとともに、建設労働者に対する制度の周知を以下のとおり行う。

- ① 本部及び支部は、元請事業主に対し、工事現場ごとに「建退共現場標識」の掲示の依頼及び共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう注意喚起を行うとともに、建設労働者へのパンフレット等の配布及び労働者向けポスターの掲示等を行うよう依頼する。
 - ② 本部は、建設産業団体地方組織を通じて、傘下会員に対し、パンフレット等を配布する。
- iv) 長期未更新者の縮減策として、マスメディアを活用した広報を実施する。

ロ ターゲットを特定した取組

長期未更新者に係る履行促進対策を、以下のとおり実施する。

- i) 本部は、過去3年間共済手帳の更新がなされていない被共済者（長期未更新者）について、直近に更新手続きをとった共済契約者に対し、「建設業退職金共済制度、長期未更新者調査票」を送付し、現況調査を実施する。現況調査の結果、退職した者で、かつ住所が判明した者については、被共済者あてに文書を送付し、退職金の請求勧奨を行う。
- ii) 本部は、2023（令和5）年度に実施したi)の調査後、さらに2年間共済手帳更新等の手続きを行っていない者で、かつ住所が把握できている者に対し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続をとるよう再度要請する。
- iii) 本部は、業界を引退している可能性が高い長期未更新者対策として、満75歳に達した長期未更新者で、かつ住所が把握できている者に対し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求を勧奨する文書を送付する。
- iv) 本部は、満70歳に達した被共済者で、かつ住所が把握できている者に対し、掛金納付状況等の通知を行う。
支部は、生年月日未設定の者等に対し、手帳更新時に個別の点検を実施するとともに、未設定者については画像情報と照合し情報を補正する。
- v) 本部は、住所が把握できた長期未更新者全員に対し、順次、退職金請求等の手続をとるよう要請する。（i、ii、iii、ivの対象者除く）

ハ 長期未更新者防止を目的とした対策

被共済者本人へ掛金納付状況を定期的に通知する。

- i) 初めて電子ポイント方式により掛金充当されたとき。
- ii) 掛金納付実績1年目(12月)となったとき。
- iii) 掛金納付実績5年目ごと(60月、120月・・・)となったとき。

また、過去2年間手帳の更新をしていない共済契約者に対して、満了・未満了を問わず手帳更新を行うよう要請し、新たに長期未更新者に該当することになる被共済者の数を減少させる。

2. 確実な共済証紙の貼付及び退職金ポイントの充当に向けた取組

イ 過去2年間共済手帳の更新がない共済契約者に対し、以下により履行確保を図る。

- i) 就労日数に応じた適正な共済証紙の貼付及び退職金ポイントの充当を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない全ての共済契約者に対し、満了・未満了を問わず共済手帳の更新など適切な措置を行うよう要請する。

① 本部は、過去2年間共済手帳の更新がなされていない共済契約者に対し、「建設業退職金共済制度の履行に係る現況調査票」を送付し、一次調査を実施する。一次調査の結果、履行していることが判明した共済契約者、履行意思がある共済契約者、履行意思がない共済契約者、無回答の共済契約者等に分類する。

② 支部は、一次調査において、無回答であった共済契約者等を対象に、二次調査を実施する。二次調査は、電話・訪問等により状況を調査し、結果を本部に報告する。

③ 本部は、一次調査及び二次調査の結果、得られた回答をもとに次のように対応する。

- ・「履行意思あり」と回答した共済契約者に対し、満了・未満了を問わず共済手帳の更新を行うようチラシを同封した文書により履行の徹底を要請する。なお、次々年度においても履行がない場合は、解除予告を行ったうえで契約を解除する。

④ 本部は、「履行意思なし」と回答した共済契約者については、契約解除申請書を提出するよう要請する。なお、次々年度においても契約解除申請書の提出がないときは、解除予告を行ったうえで契約を解除する。

- ロ 2022（令和4）年度に厳格化された発行基準について、建設業の働き方改革等による就労実態の変化に合わせるため2024（令和6）年度に改正した基準に基づき、加入・履行証明書発行の際、適正履行の確認をするとともに、就労日数に応じた適正な共済証紙の貼付及び退職金ポイントの充当をするよう共済契約者に対してホームページ等を活用し周知徹底する。
- ii) 本部及び支部は、「共済手帳受払簿」、「共済証紙受払簿」及び「建設業退職金共済制度加入労働者数報告書」について各種説明会、加入・履行証明書発行等の機会をとらえ、一層の普及徹底を行う。また、併せて建設キャリアアップシステムの普及に努める。
 - iii) 本部及び支部は、元請事業主に対し「元請事業主による建退共制度関係事務受託処理要綱」に沿った事務処理に努めるよう要請するとともに、元請・下請事業主間の就労状況報告、掛金充当の円滑化を図るため、就労実績報告作成ツールについて普及徹底を図る。
 - iv) 本部及び支部は、共済契約者に対し、「建設業退職金共済制度の事務処理の手引き」等により民間工事においても適正な掛金充当を行うよう要請する。